

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は企業の社会的責任(CSR)を果たし、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーから信頼されることが、事業活動において不可欠であると認識しております。

また、コーポレート・ガバナンスを強化し充実させることは、経営上の重要課題であると考えております。このためには、公正かつ透明性のある経営基盤の強化を図り、的確な意思決定と迅速な業務執行を行うように努めて参ります。

経営組織体制につきましては、当社の取締役会は4名の取締役で構成されており、独立性を確保した社外取締役が1名おります。迅速かつ的確な経営判断がなされるよう、毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し重要事項を決定しております。

また、当社は、監査役制度を採用しております。監査役会は3名で構成されており、独立性を確保した社外監査役を2名とすることにより、透明性を確保し、経営に対する監視・監査機能を果たしております。原則毎月1回の監査役会を開催するほか、定期的・網羅的に監査を実施するとともに取締役会をはじめとする重要会議に出席しております。

また、経営判断を迅速かつ適切に行えるよう、取締役及び監査役並びにその他検討事項に応じて責任者が出席する経営会議を毎月1回開催しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
尾崎 浩太	1,123,050	17.98
尾崎 文彦	1,021,050	16.34
尾崎 久壽彌	694,900	11.12
日本証券金融株式会社	161,000	2.57
株式会社SB!証券	122,000	1.95
榎原 潤	103,000	1.64
金井 俊和	67,000	1.07
高水 永夫	59,000	0.94
ヒーハイスト精工社員持株会	51,000	0.81
羽根田 良三	50,000	0.80

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種

機械

100人未満

直前事業年度末における(連結)従業員数	
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
天野 雅人	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
天野 雅人	○	——	他社において取締役としての実績を有しており、経営について精通しております。その幅広い経験と見識を活かして、客観的な視点に基づき、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督を行っていただくことで経営の客観性、中立性及び妥当性が確保されると判断しており、独立性を有する社外取締役として適任であります。また、東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じる恐れがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の社外監査役による監査役監査は、独立性を持った中立的視点から、取締役会及び経営会議その他の重要な会議における取締役の職務執行等に対する意見表明のほか、内部監査室から定期的に報告を受け、一緒に監査方針を決め、監査を実施しております。また、会計監査人とも定期的に情報交換しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
上條 弘	他の会社の出身者													
菅野 浩正	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上條 弘	○	—	他社において取締役としての実績を有しており、経営について精通しております。その幅広い経験と見識を活かして、当社の経営に対するチェックを行っていただくことができる判断しております。また、東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じる恐れがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員として指定しております。
菅野 浩正	○	—	他社において監査役としての実績を有しており、業務監査、会計監査の双方に精通しております。その幅広い経験と見識を活かして、当社の経営に対するチェックを行っていただけることができる判断しております。独立性を有する社外監査役として適任です。また、東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じる恐れがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

【その他独立役員に関する事項】

社外取締役1名及び社外監査役2名は、いずれも取引所制定の有価証券上場規程による独立役員の要件を満たしており、会社経営及び財務会計に関する知見を有しております、社外取締役及び社外監査役としての機能に加え、当社に対して有益な指摘・助言を行っております。

また、社外取締役1名及び社外監査役2名は、以下の1. から5. に掲げる事項に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断しました。

1. 当社の親会社又は兄弟会社の業務執行者
2. 当社グループの主要取引先
3. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
4. 当社グループの主要株主
5. 上記1. から4. までに掲げる者及び当社又はその子会社の業務執行者等の近親者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与につきましては、当社の取締役への報酬を、会社の業績や経営環境、職責等を勘案した所定の支給基準に基づいて決定、支給を行っていることから、導入いたしておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

有価証券報告書及び事業報告書において、役員報酬については取締役、監査役別に総額を開示しております。

直前事業年度に取締役に支払った報酬 支給人員4名 支給総額 78,666千円

直前事業年度に監査役に支払った報酬 支給人員5名 支給総額 10,900千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)を補佐する担当者は、管理部が担当しております。取締役会の開催等に際しては、電話又はメールで事前説明を行っております。

また、事前資料が必要な場合はメールやその他の手段により行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社の取締役会は4名の取締役で構成されております。迅速かつ的確な経営判断がなされるよう、毎月1回の定期取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し重要事項を決定しております。

また、当社は、監査役制度を採用しております。監査役会は3名で構成されており、独立性を確保した社外監査役を2名とすることにより、透明性を確保し、経営に対する監視・監査機能を果たしております。原則毎月1回の監査役会を開催するほか、定期的・網羅的に監査を実施するとともに取締役会をはじめとする重要会議に出席しております。

また、経営判断を迅速かつ適切に行えるよう、取締役及び監査役並びにその他検討事項に応じて責任者が出席する経営会議を毎月1回開催しております。

内部監査は、社長直轄の組織として内部監査室を設け、定期的な又は臨時に内部監査を実施、経営組織の整備状況、業務運営の準拠性、効率性及び経営資料の正確性、妥当性を検討、評価しております。

また、監査役会は、内部監査室から定期的に報告を受け、一緒に監査方針を決め、監査を実施しております。

会計監査人には優成監査法人を選任、監査契約を締結しており、会計監査を受けております。尚、平成27年3月期において監査業務を執行した公認会計士は2名であり、監査業務に係る補助者は、公認会計士及びその他の計8名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の社外取締役及び社外監査役は、いずれも取締役の経験も有しております、独立性・透明性を確保し、経営者としての視点も踏まえて監視・監督及び監査機能を果たしております。また、社外監査役は、原則毎月1回の監査役会を開催するほか、定期的・網羅的に監査を実施するとともに取締役会をはじめとする重要会議に出席し、企業価値の向上も踏まえて意見を述べております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より3日以上早めて発送することとしております。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は、集中日より早い日程を設定することとしております。
その他	定時株主総会に係る議決権行使結果は臨時報告書として開示しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(本決算説明会及び第2四半期決算説明会)、決算概況及び今後の事業展開等について説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	四半期、本決算期において決算短信を掲載するほか、当社新聞掲載記事・プレスリリース情報等の掲載を通じて、投資家の皆様に当社の現状をご理解いただき、適正な評価を受けられるよう情報開示に努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員 代表取締役社長 尾崎浩太とし、IR担当部署を管理部とし、担当者を選任し、アナリストや機関投資家あるいは個人投資家への対応を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「企業倫理綱領」にCSR(企業の社会的責任)を定義し、法令及び定款、社会的規範を遵守しております。 CSRを果たすために「ヒーハイスト精工 企業行動憲章」を制定し、全従業員に周知徹底しております。 また、社内規程の中の「企業倫理綱領」を社内で共有化しており、様々なステークホルダーとより良い信頼関係を構築するとしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全の取り組みを強化、継続するため、全社で環境省策定の環境マネジメントシステム『エコアクション21』を導入、運用しています。 エコアクション21は、環境への取り組みについて環境省が策定したガイドラインに基づく、第三者による認証・登録制度です。 取り組み状況は「環境活動レポート」として、エコアクション21のWEBサイト(http://www.ea21.jp/)で公表しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を積極的かつ公正に開示するとともに、適切な情報管理を行います。 (1)社会が真に必要としている情報を適時適切に開示し、積極的な広報・広聴を通じて社会とのコミュニケーションを図ります。 (2)株主、投資家等との関係を重視し、情報開示を含むIR活動を通じて、株主、投資家等の企業経営、企業活動に対する理解の促進に努めます。 (3)取引先及び顧客の情報、並びに重要な経営資産である企業秘密情報については適切な情報管理の徹底に努めます。 (4)不正競争防止法やインサイダー取引規制等に反することのないよう、企業秘密情報の入手、利用、開示に際して、適切な内部管理を行います。 (5)特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を重視かつ尊重し、定められた手続きに従って知的財産権の権利化を行うとともに、他人の知的財産権を侵害しないよう努めます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「企業倫理綱領」にCSR(企業の社会的責任)を定義し、法令及び定款、社会的規範を遵守しております。

CSRを果たすために「ヒーハイスト精工企業行動憲章」を制定し、全従業員に周知徹底しております。また、方針に“反社会的勢力及び団体には、毅然たる態度で対応します”と定めており、全従業員に周知徹底しております。

「コンプライアンス規程」に法令やその他ルールを定義しております。また、内部統制事務局を設置し、組織を通じて全従業員に周知徹底しております。

「企業倫理ヘルpline規程」を制定し、法令違反や不正に対する内部通報の体制を構築しております。また、弁護士と顧問契約を締結し、外部通報の窓口としております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会の議事録及び取締役会の職務執行に係る情報、その他稟議書等の社内文書は、「取締役会規程」及び「文書管理規程」の定めにより適切に作成・保存し、取締役及び監査役が確実かつ速やかに検索・閲覧可能な状態で保管・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

さまざまなリスクを想定して「リスクマネジメント基本規程」を制定しております。法的リスク、財務リスク、人的リスク、社会的・信用上のリスクなどに対応できるよう、想定されるリスクを抽出し、不測の事態に備えております。また、「危機管理基本規程」により、リスク管理体制を構築し、リスクへの対応を図っております。

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を組織し、万が一の不測事態が発生した際にすぐに招集する体制を構築しております。平成23年3月に東日本大震災が発生した際には早急に委員会を開催し、リスクの対応をいたしました。

労働災害を未然に防止するため、「安全衛生管理規程」を制定し、安全衛生管理組織を構築しております。また、安全衛生委員会を設置し、労働災害の発生を抑制するための活動を実施しております。また、万が一事故が発生した際に、「事故処理規程」に従い、適切な処理を図るような体制を構築しております。

IT資産及び無形資産を保護するため、「情報システム管理規程」及び「情報セキュリティ基本規程」を制定し、情報の流出や壊失を防止する体制を構築しております。

製品品質の適正性を確保するため、「ISO9001品質マネジメントシステム」を取得し、品質保証体制を構築しております。また、品質保証室を設置し、製品不具合の発生及び流出を未然に防止する活動を実施しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」に基づいて、毎月1回の定時取締役会を開催し、法的事項、重要業務事項を決議事項とし、効率的に決定しております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速に決議しております。

経営会議を毎月1回開催しており、取締役、監査役及び執行役員並びに必要に応じて業務責任者も参加し、業務の執行に関する事項を決定しております。

「職務権限規程」で執行役員以下従業員の権限委譲の基準を明確にし、重要事項は取締役の決裁、取締役会の決議としております。稟議書は発行基準を明確にし、全取締役により確認され、監査役のチェックを経て執行可否を決定する体制をとっております。

(5) 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

従業員は、「企業倫理綱領」及び「コンプライアンス規程」に従い、法令や社会的規範を遵守しております。

「職務権限規程」に基づいて、執行役員以下従業員の職務権限を規定し、従業員が決裁出来る範囲を明確にしております。従業員の権限の範囲を超える案件につきましては、稟議書の決裁、取締役会決議としております。

内部監査室を設置し、「内部統制基本方針書」に従って内部統制システムが適正に運用されているかをチェックし、有効性を確保する体制を構築しております。また、内部監査の結果を取締役会に報告することを義務付けております。

(6) 次に挙げる体制その他の会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」により、子会社の責任者は必要に応じて親会社の重要会議などで報告することを定めております。

ロ. 子会社の損失の危機管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント基本規程」及び「危機管理基本規程」により、リスク分類ごとの売上損失、財産損失、賠償責任負担、人的損失、企業イメージ損失等に関するリスク管理体制を整備しております。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の組織体制を明確にしていることに加え、親会社でも子会社業務をサポートする体制を構築しております。

ニ. 子会社の取締役会等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は、親会社の各規程に準じております。また、子会社の財務・業務の情報収集及び管理をしております。また、子会社に対しての内部統制システムが適正に運用されているかのチェックを図り、法令や定款に適合していることを確認し、定期的に改善を促しております。

「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」に子会社に対して監査項目を規定し、子会社の業務監査を実施しております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する従業員を置くこととしております。

(8) 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する従業員の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、取締役から独立性を確保するものとしております。

(9) 監査役の職務を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」により、監査役は監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に執行するため、取締役から独立した従業員に対する指示の実効性を確保しております。

(10) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

「監査役会規程」及び「監査役監査基準」並びに「内部統制システムに係る監査の実施基準」に基づいて、取締役や従業員が監査役に報告をし、監査役からも必要に応じて報告を求める体制をとっております。また監査役会を毎月1回開催し、意見交換及び監査方針を定めております。

監査役は会計監査人と定期的に会合し、監査に関する情報交換をして情報の共有化を図っております。

監査役は内部監査室と定期的に会合し、内部監査室から内部統制の調査結果を報告する体制をとっております。また、必要に応じて監査方針を定め、内部監査室と協力体制で業務の適正性を監査しております。

監査役は取締役会や経営会議などの重要会議に出席し、取締役や執行役員から必要に応じて報告を受けている体制をとっています。また、監査役は必要に応じて意見を述べるなどで業務の適正性を監査する体制をとっています。

□. 当該会社の子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する従業員等の職務を行うべき者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

「関係会社管理規程」により、重要事項が発生した場合は、子会社から報告を受けた者が取締役会で報告する体制を整備しております。また、子会社の従業員からの報告を受けた取締役及び執行役は毎月の取締役会で監査役会に業務報告をしております。

(11) 監査役に報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の企業倫理に従い、健全で透明性のある企業体制を整備しております。そのため、監査役に報告をしたものが、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制をとっております。

(12) 会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に関する方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。また、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けております。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役会は3名で組織し(うち2名は社外監査役)、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」並びに「内部統制システムに係る監査の実施基準」に従って監査を実施し、毎月開催する監査役会で監査報告及び意見交換を行っております。

監査役は、発行された稟議書を全てチェックし、必要に応じて意見を述べ、取締役や従業員に質疑することで、稟議に対して牽制を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の企業行動憲章に「反社会的勢力及び団体には、毅然たる態度で対応します。」と定め、反社会的勢力に対しては、弁護士、警察等とも連携して組織的に対応いたします。

以上のような体制を常に見直して改善に努め、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、今後更なる高度な体制を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制の役割分担を明確化することで機動性を確保し、迅速な決定と執行を行える経営体制を実現するとともに外部からの意見も積極的に取り入れ、企業運営に活かし、経営の透明性、公正性の向上を図ることにより会社運営の健全性の維持に努めていく所存であります。

